

消防予第103号
平成26年3月26日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

火災予防条例(例)の改正内容の一部訂正について(通知)

「火災予防条例(例)の改正内容の一部訂正について(平成26年3月11日消防予第63号)」により、「火災予防条例(例)の一部改正について(平成26年1月31日消防予第20号)」の内容の一部訂正したところですが、再度、別添のとおり内容の一部訂正することとしました。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

(問い合わせ先) 消防庁予防課予防係 担当：増沢、古賀 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）」を

「第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）
第五章の二 屋外催しに係る防火管理（第

条）

に改める。

四十二条の二・第四十二条の三）」

第十八条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつて

は、消火器の準備をした上で使用すること。

第十九条第二項中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第二十一条第二項中「及び第九号」を「、第九号及び第九号の二」に改める。

第二十二条中「及び第九号」を「、第九号及び第九号の二」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第四十二条の二 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第五条の二第一項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長（消防署長）は、第一項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第四十二条の三 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者
を定め、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に
同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要
な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

一 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

二 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第四十五条
において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

四 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第一項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを
開催する日の十四日前の日以後に前条第一項の指定を受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定め

る日までに)、前項の規定による計画を消防長(消防署長)に提出しなければならない。

第四十五条に次の一号を加える。

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火器具等を使用する場合に限る。)

第四十九条に次の一号を加える。

四 第四十二条の三第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第五十条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して十四日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の〇〇市（町・村）火災予防条例第四十二条の二及び第四十二条の三の規定は適用しない。

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第五章の二 屋外催しに係る防火管理（第四十二条の二・第四十条の三）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p>第十八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器の準備をした上で使用すること。</p> <p>十～十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（固体燃料を使用する器具）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 避難管理（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（液体燃料を使用する器具）</p> <p>第十八条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十～十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（固体燃料を使用する器具）</p>

第十九条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 二 (略)

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第一項第一号から第九号の二までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第二十一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 二 (略)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第二十二条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定を準用する。

第五章の二 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第四十二条の二 消防長(消防署長)は、祭礼、縁日、花火大会そ

第十九条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 二 (略)

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第一項第一号から第九号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第二十一条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 二 (略)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第二十二条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第十八条第一項第一号から第七号まで及び第九号の規定を準用する。

(新設)

(新設)

の他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものと
して消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等
(令第五条の二第一項に規定する対象火気器具等をいう。以下同
じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に
重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを、指定催しとし
て指定しなければならぬ。

2 | 消防長(消防署長)は、前項の規定により指定催しを指定しよ
うとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴
かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の
求めがあつたときは、この限りでない。

3 | 消防長(消防署長)は、第一項の規定により指定催しを指定し
たときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知す
るとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第四十二条の三 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指
定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを
開催する日の十四日前までに(当該指定催しを開催する日の十四
日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者
を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に
関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わ
せなければならない。

一 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に

関すること。

二 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第四十五条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

四 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第一項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に前条第一項の指定を受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）
第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

一 一五 （略）

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）
第四十五条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

一 一五 （略）

（新設）

合に限る。)

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第四十二条の三第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第五十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(罰則)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第五十条 法人

の代表者

又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(新設)